

(別紙1)

秘 匿 申 出 に つ い て

旭川家庭裁判所

あなたが、住所等の特定の情報を他方当事者等に知られたくないときは、家庭裁判所に対し「秘匿申出」をすることができます。その情報が他方当事者等に知られることにより、あなたや親族等の名誉や生活平穏が害されたり、身体や財産への危害が加えられたりするおそれがある場合には、裁判官がその情報を秘匿すべきであると判断し、「秘匿措置」をとることがあります（秘匿申出をしても、必ず秘匿措置がとられるものではありません。また、秘匿措置は、その情報を推知させる情報には及びません。）。

秘匿措置がとられた情報を「秘匿情報」といいます。秘匿情報については、家庭裁判所においても他方当事者等にその内容が知られないように配慮しますが、あなたも次の点に注意してください。

【 注 意 事 項 】

ア あなたから提出された書類は、事件記録に綴じられます。他方当事者等には記録の閲覧謄写が認められているため、提出した書類に記載された秘匿情報（あなたの住所等）が知られることもあります。また、提出書面の中には、他方当事者に送達又は送付されるものもあります。

したがって、家庭裁判所に書面を提出するときは、**あなたの責任において、提出する書類の中に秘匿情報が表れていないかどうか十分確認した上で裁判所に提出してください。** ※「人事訴訟事件」で、あなたから他方当事者に書類を直接送付するときにも、同様に十分確認した上で送付してください。

イ 提出する書面に、秘匿情報が記載されている場合には、あなたの責任において秘匿情報部分のマスキング（黒塗り）を行った上で提出してください。

なお、マスキングしたものは、証拠の価値が低くなるなどの不利益を受ける場合があります。

(別紙1)

《マスキングの方法》

まず原本のコピーを取り，そのコピーの秘匿情報が記載されている部分を黒塗りしてください（原本に黒塗りをしてしまうと，後で必要になった時に確認できなくなってしまいますので，原本に黒塗りはしないでください。）。そして，その黒塗りした書類のコピーを取り，それを裁判所に提出してください（提出する時には，再度，秘匿情報が表れていないかどうか確認してください。）。

ウ 秘匿措置をとっても，秘匿情報が記録上に表れることを避けられない場合があります（裁判所が第三者から取り寄せた書類，郵便送達報告書など）。

エ 住所を秘匿した場合において，送達場所の届出がされず，聴取した連絡先でも連絡が取れなくなったときは，手続の進行に支障が生じ，あなたの不利益になる場合があります（あなたに対する送達は公示送達となります。）。

オ 住所を秘匿した場合，住所の連続性が確認できなくなることから，判決や審判，調停等で決まった内容を実現するための強制執行の手続に支障が生じたり，不動産の登記手続ができないなどの問題が発生することがあります。

カ 「人事訴訟事件」で，第三者への秘匿を希望する場合は，民事訴訟法92条の閲覧制限の申立てをしてください。

※ 住所の秘匿を希望するときは，訴状・申立書には現住所の代わりに，住民票上の住所や前住所など，他方当事者に知られても差し支えない場所を記載してください。訴状・申立書の副本は，他方当事者に送られます。

※ 「人事訴訟事件」で，期日で他方当事者と顔を合わせることも絶対に避けたいという場合には，弁護士を代理人として選任することを検討してください。

(別紙2)

平成 年(家)第 号

措置・措置しない	裁判官 印
秘匿情報の範囲	
1 記載のとおり	申出人に通知済み 印

平成 年 月 日

旭川家庭裁判所 御中

原告・申立人・被告・相手方・証人・ (丸で囲む。)

氏名 _____ 印

秘 匿 申 出 書

私は、次の情報の秘匿を希望します。

1 秘匿を希望する情報の範囲 (具体的な場所や名称は記載しない。)

現時点の住所 勤務先 電話番号

その他 ()

2 秘匿を希望する具体的理由

次のとおり 別紙記載のとおり

(添付書類)

.

【注意事項】

- 1 秘匿を希望されても、必ず秘匿措置がとられるものではありません。
- 2 秘匿措置がとられたとしても、提出された書面に秘匿情報が記載されている場合、相手方に秘匿情報が知られることもあります。以後、裁判所に書面を提出する時は、あなたの責任において、提出する書類の中に秘匿情報が表れていないかどうか十分確認した上で裁判所に提出してください。
- 3 秘匿措置は、秘匿情報を推知させる情報には及びません。